

定教第4号議案

令和8年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学
部使用教科用図書採択方針について

別紙（案）のとおり

令和7年4月15日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

神奈川県教科用図書選定審議会会長から、令和8年度に神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択等について答申がありましたので、この答申に基づき標記方針を制定いたしたく提案するものです。

(案)

令和 8 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書
採択方針

令和 8 年度に神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項の規定による教科書をいう。）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に規定する教科用図書の採択に関し、その方針について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申をふまえ、次のとおり定める。

なお、採択の手続きに関し必要な事項については、この方針に基づき、神奈川県教育委員会教育長が別に定める。

- 1 特別支援学校の小学部及び中学部においては、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、また、児童・生徒の障がいの状態及び特性等からみて適切なものであるか、という基本的な観点に基づいて教科用図書の調査研究を十分に行い、児童・生徒の一人ひとりの特性、学校及び地域の実情等を考慮して採択する。
- 2 文部科学大臣が作成する教科書目録（令和 8 年度使用）及び学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書から採択する。
- 3 採択に当たっては、公正の確保に留意する。